

1. 常勤特別職

特別職名等	現況				調整(案)内容	合併後	
	小田原市		南足柄市			定員	報酬
	定員	報酬	定員	報酬			
市長、副市長、教育長	市長 1名 副市長 2名 教育長 1名	市長 988,000円(月額) 副市長 817,000円(月額) 教育長 706,000円(月額)	市長 1名 副市長 1名 教育長 1名	市長 855,000円(月額) 副市長 700,000円(月額) 教育長 637,000円(月額)	小田原市の例による	市長 1名 副市長 2名 教育長 1名	市長 988,000円(月額) 副市長 817,000円(月額) 教育長 706,000円(月額)

2. 行政委員会の委員

特別職名等	現況				調整(案)内容	合併後	
	小田原市		南足柄市			定員	報酬
	定員	報酬	定員	報酬			
教育委員会委員	5名	委員長155,200円(月額) 委員134,900円(月額)	4名	委員30,300円(月額)	他都市の報酬額の水準との比較により、小田原市の現行水準とする。ただし、新教育長制度に移行した場合、定員は1人減り、定員4人となる。	4名	委員長155,200円(月額) 委員134,900円(月額)
選挙管理委員会委員	4名	委員長56,500円(月額) 委員44,500円(月額) 補充員10,800円(日額)	4名	委員長16,900円(月額) 委員14,300円(月額) 補充員 報酬なし	定数、任期、選出方法等については、地方自治法の規定に基づくが、報酬額等については、小田原市の事務処理方法を適用する。	4名	委員長56,500円(月額) 委員44,500円(月額) 補充員10,800円(日額)
公平委員会委員	3名	委員長14,800円(日額) 委員13,400円(日額)			小田原市の事務処理方法を適用する	3名	委員長14,800円(日額) 委員13,400円(日額)
監査委員	3名	識見を有する委員 155,200円(月額) 議会選出委員 49,900円(月額)	2名	識見を有する委員 42,500円(月額) 議会選出委員 30,300円(月額)	小田原市の事務処理方法を適用する	3名	識見を有する委員 155,200円(月額) 議会選出委員 49,900円(月額)
固定資産評価審査委員会委員	3名	委員長12,100円(日額) 委員10,800円(日額)	3名	委員7,500円(日額)	定数は3人を維持し、報酬額は小田原市の水準を適用する。	3名	委員長12,100円(日額) 委員10,800円(日額)

3. 附属機関委員

事務事業名	現況				調整(案)内容	合併後	
	小田原市		南足柄市			定員	報酬
	定員	報酬	定員	報酬			
総合計画審議会委員	20名以内	委員長10,800円/回 副委員長10,300円/回 委員10,000円/回	10名以内	委員7,500円/回	定数等については、小田原市の制度を適用するが、次期計画策定時(審議会開催時、小田原市はH33、南足柄市はH34が想定)に改めて委員構成等について調整する。	20名以内	委員長10,800円/回 副委員長10,300円/回 委員10,000円/回
行政改革推進委員会委員	10名以内	委員長10,800円/回 副委員長10,300円/回 委員10,000円/回	10名以内	委員7,500円/回	定数等については、小田原市の事務処理方法を適用し、選出方法については、新たな基準を適用する。	10名以内	委員長10,800円/回 副委員長10,300円/回 委員10,000円/回
南足柄市指定管理者評価委員会委員			5名以内	委員7,500円/回	南足柄市の事務処理方法を適用する。ただし、委員報酬については、小田原市の指定管理者選定委員の報酬(委員長10,800円、委員10,000円)を参考とした報酬額を適用する。	5名以内	委員長10,800円/回 委員10,000円/回
小田原市退職手当審査会委員	5名	委員長10,800円/回 副委員長10,300円/回 委員10,000円/回			小田原市の事務処理方法を適用する。	5名	委員長10,800円/回 副委員長10,300円/回 委員10,000円/回
特別職報酬等審議会委員	10名	委員長10,800円/回 副委員長10,300円/回 委員10,000円/回	7名	会長7,500円/回 委員7,500円/回	小田原市の事務処理方法を適用する。	10名	委員長10,800円/回 副委員長10,300円/回 委員10,000円/回
公務災害補償等認定委員会委員	5名以内	委員長10,800円/回 委員10,000円/回	5名	委員7,500円/回	小田原市の事務処理方法を適用する。	5名以内	委員長10,800円/回 委員10,000円/回
公務災害補償等審査会委員	3名以内	委員長10,800円/回 委員10,000円/回	3名	委員7,500円/回	小田原市の事務処理方法を適用する。	3名以内	委員長10,800円/回 委員10,000円/回
小田原市行政手続審査会委員	5名	委員長10,800円/回 副委員長10,300円/回 委員10,000円/回			特別職を廃止する。		
行政不服審査会委員	3名	会長10,800円/回 職務代理者10,000円/回 一般委員10,000円/回 専門委員10,000円/回	3名	会長11,000円/回 職務代理者10,000円/回 それ以外の委員10,000円/回	小田原市の事務処理方法を適用する。	3名	会長10,800円/回 職務代理者10,000円/回 一般委員10,000円/回 専門委員10,000円/回
小田原市情報公開審査会委員、南足柄市情報公開・個人情報保護審査会委員	5名以内	会長10,800円/回 職務代理者10,000円/回 一般委員10,000円/回	5名以内	会長11,000円/回 職務代理者10,000円/回 それ以外の委員10,000円/回	報酬額は小田原市の事務処理方法を適用するが、それ以外については南足柄市の事務処理方法を適用する。	5名以内	会長10,800円/回 職務代理者10,000円/回 一般委員10,000円/回
小田原市個人情報保護審査会委員、南足柄市情報公開・個人情報保護審査会委員	5名以内	会長10,800円/回 職務代理者10,000円/回 一般委員10,000円/回		上記委員に含む	報酬額は小田原市の事務処理方法を適用するが、それ以外については南足柄市の事務処理方法を適用する。		調整案により上記の形に一本化する。

事務事業名	現況				調整(案)内容	合併後	
	小田原市		南足柄市			定員	報酬
	定員	報酬	定員	報酬			
小田原市個人情報保護運営審議会委員、南足柄市情報公開・個人情報保護運営審議会委員	10名以内	会長10,800円/回 副会長10,300円/回 一般委員10,000円/回	6名以内	会長8,500円/回 副会長7,500円/回 一般委員7,500円/回	定数を見直すなど新たな事務処理方式を適用する。	8名以内	会長10,800円/回 副会長10,300円/回 一般委員10,000円/回
小田原市市税滞納審査会委員	規定はない(現員数:6名)	会長10,800円/回 副会長10,300円/回 委員10,000円/回			特別職を廃止する。		
小田原市空家等対策協議会委員	10名以内	委員長10,800円/回 副委員長10,500円/回 委員10,000円/回			小田原市の事務処理方法を適用する。	10名以内	委員長10,800円/回 副委員長10,500円/回 委員10,000円/回
小田原市交通安全対策会議委員	19名以内	委員10,000円(日額)			小田原市の事務処理方法を適用する。	19名以内	委員10,000円(日額)
小田原市自転車等駐車対策協議会委員	規定はない(現員数:18名)	委員長10,800円/回 副委員長10,500円/回 委員10,000円/回			小田原市の事務処理方法を適用する。	規定しない	委員長10,800円/回 副委員長10,500円/回 委員10,000円/回
小田原市自転車駐車場指定候補者選定委員会委員	6名以内	委員10,000円/回			小田原市の事務処理方法を適用する。	6名以内	委員10,000円/回
小田原市自転車駐車場事業者選定委員会委員	6名以内	委員10,000円/回			小田原市の事務処理方法を適用する。	6名以内	委員10,000円/回
市民活動推進委員会委員	12名以内	委員長10,800円/回 副委員長10,500円/回 委員10,000円/回	8名以内	7,500円/回	小田原市の事務処理方法を適用する。	12名以内	委員長10,800円/回 副委員長10,500円/回 委員10,000円/回
おだわら市民交流センター指定候補者選定委員会委員	6名以内	委員長10,800円/回 委員10,000円/回			小田原市の事務処理方法を適用する。	6名以内	委員長10,800円/回 委員10,000円/回
自治基本条例推進委員会委員			10名以内	委員長、副委員長、委員7,500円/回	特別職を廃止する。		
おだわら男女共同参画プラン策定検討委員、南足柄市男女共同参画社会推進委員会委員	10名以内	委員長10,800円/回 副委員長10,300円/回 委員10,000円/回	7名以内	委員長、副委員長、委員7,500円/回	小田原市の事務処理方法を適用する。	10名以内	委員長10,800円/回 副委員長10,300円/回 委員10,000円/回

事務事業名	現況				調整(案)内容	合併後	
	小田原市		南足柄市			定員	報酬
	定員	報酬	定員	報酬			
いじめ問題再調査会委員	5名以内	委員15,000円以内/回	5名以内	委員19,000円以内/回	小田原市の事務処理方式を適用する。	5名以内	委員15,000円以内/回
南足柄市表彰審議会委員			5名以内	会長、委員7,500円/回	特別職を廃止する。		
防災会議委員	40名以内	委員10,000円/回 専門委員10,800円以内/回	30名以内	委員7,500円/回	小田原市の事務処理方式を適用する。	40名以内	委員10,000円/回 専門委員10,800円以内/回
国民保護協議会委員	40名以内	委員10,000円/回 専門委員10,800円以内/回	30名以内	委員7,500円/回	小田原市の事務処理方式を適用する。	40名以内	委員10,000円/回 専門委員10,800円以内/回
小田原市水防協議会委員	25名以内	委員10,000円/回			小田原市の事務処理方式を適用する。	25名以内	委員10,000円/回
消防賞じゅつ金等(賞慰金等)審査委員会審議会委員	7名以内	委員長10,800円/回 委員10,000円/回	3名以内	なし	小田原市の事務処理方式を適用する。	7名以内	委員長10,800円/回 委員10,000円/回
小田原市文化振興ビジョン推進委員会委員	10名以内	委員長10,800円/回 副委員長10,300円/回 委員10,000円/回 市民公募委員 3,000円/回			小田原市の事務処理方式を適用する	10名以内	委員長10,800円/回 副委員長10,300円/回 委員10,000円/回 市民公募委員 3,000円/回
小田原市芸術文化創造センター整備推進委員会委員	10名以内	委員長15,000円/回 副委員長15,000円/回 委員15,000円/回			小田原市の事務処理方式を適用する	10名以内	委員長15,000円/回 副委員長15,000円/回 委員15,000円/回
小田原市民会館運営委員会委員、南足柄市文化会館運営審議会委員	10名以内	委員長10,800円/回 副委員長10,300円/回 委員10,000円/回	7名以内	会長、副会長、委員7,500円/回	特別職を廃止する。		
南足柄市文化会館指定管理者選定委員会委員			5名	委員長、副委員長、委員7,500円/回	南足柄市の事務処理方式を適用する。	5名	委員長、副委員長、委員3,750円/回(ただし、弁護士、公認会計士又は税理士は7,500円/回)
文化財保護委員会(審議会)委員	10名以内	委員長10,800円/回 副委員長10,300円/回 委員10,000円/回	5名以内	委員7,500円/回	小田原市の事務処理方式を適用する。	10名以内	委員長10,800円/回 副委員長10,300円/回 委員10,000円/回

事務事業名	現況				調整(案)内容	合併後	
	小田原市		南足柄市			定員	報酬
	定員	報酬	定員	報酬			
史跡小田原城跡調査・整備委員会委員 史跡小田原城跡調査・整備委員会植栽専門部会部会員	委員会:12名 専門部会:12名	(委員会) 委員長、副委員長及び委員14,900円/回 (専門部会) 部会長10,800円/回、副会長10,300円/回 部会員(学識)10,000円/回、部会員(市民)3,000円/回			現行のまま存続	委員会:12名 専門部会:12名	(委員会) 委員長、副委員長及び委員14,900円/回 (専門部会) 部会長10,800円/回、副会長10,300円/回 部会員(学識)10,000円/回、部会員(市民)3,000円/回
図書館協議会委員	10名	委員長10,800円/回 副委員長10,300円/回 委員10,000円/回	6名	会長、副会長、委員7,500円/回	小田原市の事務処理方式を適用する。	10名	委員長10,800円/回 副委員長10,300円/回 委員10,000円/回
南足柄市市史編さん委員会委員			12名以内	委員7,500円/回	特別職を廃止する。		
スポーツ推進審議会委員	15名	会長10,800円/回 副会長10,300円/回 委員10,000円/回	10名以内	委員7,500円/回	小田原市の事務処理方式を適用する。	15名	会長10,800円/回 副会長10,300円/回 委員10,000円/回
小田原市スポーツ施設指定候補者選定委員会委員、南足柄市体育施設等指定管理者選定委員会委員	8名	学識経験者10,000円/回 公募により決定した者等3,000円/回	5名	委員7,500円/回	小田原市の事務処理方式を適用する。	8名	学識経験者10,000円/回 公募により決定した者等3,000円/回
キャンパスおだわら運営委員会委員	12名以内	委員長10,800円/回 副委員長10,300円/回 委員10,000円/回			小田原市の事務処理方式を適用する。	12名以内	委員長10,800円/回 副委員長10,300円/回 委員10,000円/回
小田原市郷土文化館協議会委員	10名以内	委員長10,800円/回 副委員長10,300円/回 委員10,000円/回			小田原市の事務処理方法を適用する。	10名以内	委員長10,800円/回 副委員長10,300円/回 委員10,000円/回
小田原市博物館構想策定委員会委員	10名以内	委員長10,800円/回 副委員10,300円/回 委員10,000円/回			小田原市の事務処理方法を適用する。	10名以内	委員長10,800円/回 副委員長10,300円/回 委員10,000円/回
社会教育委員	13名以内	議長10,800円/回 副議長10,300円/回 委員10,000円/回	10名以内	委員長8,100円/回 副委員長、委員7,500円/回	小田原市の事務処理方法を適用する。	13名以内	議長10,800円/回 副議長10,300円/回 委員10,000円/回
環境審議会委員	15名以内	委員長10,800円/回 副委員長10,300円/回 委員10,000円/回	10名以内	委員7,500円/回	小田原市の事務処理方式を適用する。	15名以内	委員長10,800円/回 副委員長10,300円/回 委員10,000円/回

事務事業名	現況				調整(案)内容	合併後	
	小田原市		南足柄市			定員	報酬
	定員	報酬	定員	報酬			
小田原市斎場整備運営事業審査委員会委員	規定はない(現員数は5名)	委員長10,800円/回 副委員長10,300円/回 委員10,000円/回			特別職を廃止する。		
民生委員推薦会委員	10名以内	委員長10,800円/回 委員長職務代理10,300円/回 委員10,000円/回	10名以内	委員7,500円/回	小田原市の事務処理方法を適用する。	10名以内	委員長10,800円/回 委員長職務代理10,300円/回 委員10,000円/回
福祉施設指定候補者(指定管理者)選定委員会委員	6名以内	委員10,000円以内/回	5名	委員7,500円以内/回	小田原市の事務処理方法を適用する。	6名以内	委員10,000円以内/回
小田原市地域福祉計画策定検討委員会委員、南足柄市福祉・健康協議会委員	12名以内	委員長10,800円/回 副委員長10,300円/回 委員10,000円/回	18名	委員7,500円以内/回	小田原市の事務処理方法を適用する。	12名以内	委員長10,800円/回 副委員長10,300円/回 委員10,000円/回
おだわら高齢者福祉介護計画策定検討委員会委員、南足柄市介護保険運営審議会委員	16名以内	委員長10,800円/回 副委員長10,300円/回 委員10,000円/回	15名以内	会長、副会長、委員7,500円/回	小田原市の事務処理方法を適用する。	16名以内	委員長10,800円/回 副委員長10,300円/回 委員10,000円/回
おだわら地域包括ケア推進会議委員	20名以内	委員長10,800円/回 副委員長10,300円/回 委員10,000円/回			小田原市の事務処理方法を適用する。	20名以内	委員長10,800円/回 副委員長10,300円/回 委員10,000円/回
地域包括支援センター運営協議会委員	11名以内	委員長10,800円/回 副委員長10,300円/回 委員10,000円/回	15名以内	委員7,500円/回	小田原市の事務処理方法を適用する。	11名以内	委員長10,800円/回 副委員長10,300円/回 委員10,000円/回
小田原市老人ホーム入所判定委員会委員	7名以内	委員長10,800円/回 副委員長10,300円/回 委員10,000円/回	8名以内	委員7,500円/回	小田原市の事務処理方法を適用する。	7名以内	委員長10,800円/回 副委員長10,300円/回 委員10,000円/回
介護保険関係施設整備調整会議委員	8名以内	公認会計士10,000円/回 その他 3,000円/回			小田原市の事務処理方法を適用する。	8名以内	公認会計士10,000円/回 その他 3,000円/回

事務事業名	現況				調整(案)内容	合併後	
	小田原市		南足柄市			定員	報酬
	定員	報酬	定員	報酬			
小田原市介護認定審査会委員	63名	医師・歯科医師の資格を有する委員 日額28,000円 その他の委員 日額19,000円			小田原市の事務処理方法を適用する。	63名	医師・歯科医師の資格を有する委員 日額28,000円 その他の委員 日額19,000円
おだわら障がい者基本計画策定検討委員会委員	24名以内	委員長10,800円/回 副委員長10,300円/回 委員10,000円/回			小田原市の事務処理方法を適用する。	24名以内	委員長10,800円/回 副委員長10,300円/回 委員10,000円/回
障害支援区分認定審査会委員	15名	医師 日額28,000円 医師以外 日額19,000円	15名	医師 日額25,000円 医師以外 日額19,000円	各審査会を2市8町の審査会として新たに発足(統合)させる。 報酬額は小田原市の基準を適用する。	25名	医師 日額28,000円 医師以外 日額19,000円
小田原市地域医療審議会委員	20名以内	会長10,800円/回 副会長10,300円/回 委員10,000円/回			現行の小田原市の事務処理方法のうち、定数を見直すこととする。	15名以内	会長10,800円/回 副会長10,300円/回 委員10,000円/回
広域二次病院群輪番制診療事故対策委員会委員	5名以内	日額30,000円以内			現行の小田原市の事務処理方法のうち、報酬額を見直すこととする。	5名以内	会長13,000円/回 委員12,000円/回
小田原市休日・夜間急患診療事故対策委員会委員	5名以内	日額30,000円以内			現行の小田原市の事務処理方法のうち、報酬額を見直すこととする。	5名以内	会長13,000円/回 委員12,000円/回
予防接種健康被害調査委員会委員	9名以内	日額30,000円以内	8名以内	医師 日額25,000円 その他の委員 日額19,000円	現行の小田原市の事務処理方法のうち、報酬額を見直すこととする。	9名以内	会長13,000円/回 委員12,000円/回
小田原市食育推進計画策定検討委員会委員	規定はない(現員数は13名)	委員長10,800円/回 副委員長10,300円/回 委員10,000円以内/回			小田原市の事務処理方法を適用する。	規定しない	委員長10,800円/回 副委員長10,300円/回 委員10,000円以内/回
国民健康保険運営協議会委員	13名	委員長10,800円/回 副委員長10,300円/回 委員10,000円/回	7名	委員7,500円/回	小田原市の事務処理方法を適用する。	13名	委員長10,800円/回 副委員長10,300円/回 委員10,000円/回
小田原市立病院運営審議会委員	13名以内	会長10,800円/回 副会長10,300円/回 委員10,000円/回			小田原市の事務処理方法を適用する。	13名以内	会長10,800円/回 副会長10,300円/回 委員10,000円/回
小田原市地域子育て支援拠点事業等事業者選定委員会委員	5名	委員長10,800円/回 副委員長10,300円/回 委員10,000円/回			小田原市の事務処理方法を適用する。	5名	委員長10,800円/回 副委員長10,300円/回 委員10,000円/回
子ども・子育て会議委員	20名以内	会長10,800円/回 副会長10,300円/回 委員10,000円/回	15名以内	委員7,500円/回	小田原市の水準に合わせるが、現在の定数の範囲内で現員数を増員	20名以内	会長10,800円/回 副会長10,300円/回 委員10,000円/回

事務事業名	現況				調整(案)内容	合併後	
	小田原市		南足柄市			定員	報酬
	定員	報酬	定員	報酬			
青少年問題協議会委員	23名以内	副会長10,300円/回 委員10,000円/回	20名以内	副会長、委員7,500円/回	報酬額等は小田原市の水準とするが、小田原市に無い団体等からの選出を加え(教育長、福祉事務所長、社会教育委員)実施する。	26名以内	副会長10,300円/回 委員10,000円/回
小田原市技能者表彰審査委員会委員	10名	2,500円/回			小田原市の事務処理方式を適用する。	10名	2,500円/回
小田原地下街運営評価委員会委員	6名以内	委員長10,800円/回 副委員長10,300円/回 委員10,000円/回			現行のまま存続	6名以内	委員長10,800円/回 副委員長10,300円/回 委員10,000円/回
小田原城天守閣耐震改修等検討委員会	8名	委員長10,800円/回 副委員長10,300円/回 委員10,000円/回			特別職を廃止する。		
小田原市農林業振興施設指定候補者選定委員会委員、足柄森林公園丸太の森指定管理者選定委員会委員	規定はない	学識経験者等 10,000円/回 その他 3,000円/回	5名以内	7,500円/回	選出方法は南足柄市の事務処理方式を適用し、それ以外は小田原市の事務処理方式を適用する。	7名	学識経験者等 10,000円/回 その他 3,000円/回
南足柄市足柄森林公園丸太の森運営協議会委員			10名以内	7,500円/回	特別職を廃止する。		
南足柄市林業協議会委員			15名以内	7,500円/回	新たな事務処理方式を適用し協議会を新設する。	15名以内	7,500円/回
小田原市卸売市場審議会委員	15名以内	会長10,800円/回 副会長10,300円/回 委員10,000円/回			現行のとおり実施する。	15名以内	会長10,800円/回 副会長10,300円/回 委員10,000円/回
農業委員会委員候補者選定委員会委員	4名以内	委員長10,800円/回 副委員長10,300円/回 委員10,000円/回	5名	7,500円/回	委員は両市の現委員数の合計を定数とする。任期については南足柄市の現行3年を採用し、報酬額については、小田原市の現行額を採用する。	9名以内	委員長10,800円/回 副委員長10,300円/回 委員10,000円/回
都市計画審議会委員	20名	会長10,800円/回 副会長10,300円/回 委員10,000円/回	10名	会長10,000円/回 委員7,500円/回	両市の事務処理方法を適用する(細部については小田原市の事務処理方法を参考にする)。	20名以内	会長10,800円/回 副会長10,300円/回 委員10,000円/回
小田原市建築等紛争調停委員会委員	5名以内	委員長14,800円/回 委員13,400円/回			小田原市の事務処理方法を適用する。	5名以内	委員長14,800円/回 委員13,400円/回

事務事業名	現況				調整(案)内容	合併後	
	小田原市		南足柄市			定員	報酬
	定員	報酬	定員	報酬			
小田原市歴史まちづくり協議会委員	15名	会長10,800円/回 副会長10,300円/回 委員3,000円/回			小田原市の事務処理方法を適用する。	15名	会長10,800円/回 副会長10,300円/回 委員3,000円/回
南足柄市景観審議会委員			5名	会長10,000円/回 委員7,500円/回	特別職を廃止する。		
小田原駅東口お城通り地区再開発事業広域交流施設ゾーン事業者選定委員会委員	規定はない(現員数は5名)	委員長10,800円/回 副委員長10,300円/回 委員10,000円/回			特別職を廃止する。		
南足柄市営自動車駐車場指定管理者指定委員会委員			5名	委員7,500円/回	南足柄市の事務処理方法を適用する。	5名	委員7,500円/回
小田原市建築審査会委員	5名	会長14,800円/回 委員13,400円/回			小田原市の事務処理方法を適用する。	5名	会長14,800円/回 委員13,400円/回
小田原市開発審査会委員	5名	会長14,800円/回 委員13,400円/回			小田原市の事務処理方法を適用する。	5名	会長14,800円/回 委員13,400円/回
小田原市住居表示審議会委員	30名以内	会長5,000円/回 副会長4,700円/回 委員4,500円/回			小田原市の実施方法を適用する。	30名以内	会長5,000円/回 副会長4,700円/回 委員4,500円/回
小田原市都市公園指定候補者選定委員会委員、南足柄市体育施設等指定管理者選定委員会委員	10名以内	委員長10,800円/回 委員10,000円以内/回	5名	委員7,500円/回	小田原市の事務処理方法を適用する。	10名以内	委員長10,800円/回 委員10,000円以内/回
市営住宅運営審議会委員	7名	会長10,800円/回 職務代理者10,300円/回 その他の委員10,000円/回	10名	会長7,500円/回 副会長7,500円/回 その他の委員7,500円/回	小田原市の事務処理方法を適用する。	7名	会長10,800円/回 職務代理者10,300円/回 その他の委員10,000円/回
下水道(事業)運営審議会委員	15名以内	会長10,800円/回 副会長10,300円/回 委員10,000円/回	8名以内	会長7,500円/回 副会長7,500円/回 その他の委員7,500円/回	小田原市の事務処理方法を適用する。	15名以内	会長10,800円/回 副会長10,300円/回 委員10,000円/回
小田原市水道料金審議会委員、南足柄市水道事業運営審議会委員	10名以内	委員長10,800円/回 副委員長10,300円/回 委員10,000円/回	15名以内	委員7,500円/回	小田原市の事務処理方法を適用する。	10名以内	委員長10,800円/回 副委員長10,300円/回 委員10,000円/回

事務事業名	現況				調整(案)内容	合併後	
	小田原市		南足柄市			定員	報酬
	定員	報酬	定員	報酬			
小田原市水道料金等徴収業務事業者選定委員会委員	5名以内	委員10,000円/回			小田原市の事務処理方式を適用する。	5名以内	委員10,000円/回
小田原市いじめ防止対策調査会委員、南足柄市いじめ問題対策会議委員	5名	委員長15,000円/回 委員15,000円/回	8名	委員長7,500円/回 委員7,500円/回	小田原市の事務処理方式を適用する。	5名	委員長15,000円/回 委員15,000円/回
小田原市学区審議会委員	規定はない(現員数は11名)	会長10,800円/回 副会長10,300円/回 委員10,000円/回			小田原市の事務処理方法を適用する。	11名	会長10,800円/回 副会長10,300円/回 委員10,000円/回
南足柄市横溝千鶴子教育表彰選考委員会委員			10名以内	委員7,500円/回	南足柄市の事務処理方式を適用する。	10名以内	委員7,500円
小田原市就学支援委員会委員、南足柄市教育支援委員会委員	規定はない(現員数は25名)	医師21,000円/回 判定員10,700円/回	35名以内	医師14,000円/回 臨床心理士11,000円/回	小田原市の事務処理方法を適用する。	規定しない	医師21,000円/回 判定員10,700円/回

4. 消防団員

事務事業名	現況						調整(案)内容	合併後		
	小田原市			南足柄市				定員	報酬(年額)	手当(1回)
	定員	報酬(年額)	手当(1回)	定員	報酬(年額)	手当(1回)				
消防団員	752名	団長 77,200円 副団長 67,600円 分団長 46,100円 副分団長 37,900円 部長 31,000円 班長 28,400円 団員 27,200円 機関員 5,500円	災害出動2,900円(3時間未満) 災害出動4,300円(3時間以上) 警戒出場2,300円 訓練等出動2,300円	252名	団長 184,600円 副団長 132,400円 分団長 85,900円 部長 63,600円 班長 52,400円 団員 41,200円	火災等災害出動1,300円 再燃警戒出場1,300円 訓練出動860円	南足柄市の消防団員の身分は合併後の市に引き継ぐものとする。 報酬・手当については、国の水準及び神奈川県の実情を勘案した水準を基本とし、合併後3年間(平成34年度末まで)の経過措置を講じる。なお、合併前までに適正な報酬・手当の額及び合併後3年間の経過措置の内容を定める。 報酬・手当については、関係機関等から意見を聴取しながら決定する。ただし、報酬は国が示す客観的な指標を考慮して定め、手当については、小田原市の基準を考慮して定める。	1,004名	(参考として国の水準を示す) 団長 82,500円 副団長 69,000円 分団長 50,500円 副分団長 45,500円 部長 37,000円 班長 37,000円 団員 36,500円	(参考として小田原市の水準を示す) 災害出動2,900円(3時間未満) 災害出動4,300円(3時間以上) 警戒出場2,300円 訓練等出動2,300円

5. その他の非常勤特別職

事務事業名	現況				調整(案)内容	合併後	
	小田原市		南足柄市			定数	報酬
	定数	報酬	定数	報酬			
総合戦略推進委員会委員(その他の非常勤特別職)			10名以内	委員7,500円/回	特別職を廃止する。		
広報委員等	253名	・広報委員長報酬:月額@15,250×12月+世帯割額 ・広報委員報酬:月額@5,250×12月+世帯割額 世帯割額 (0~199世帯)@20,000 (200から399世帯)@30,000 (400から599世帯)@40,000 (600から799世帯)@50,000 (800世帯~)@60,000			小田原市の広報委員制度は、当面の間継続する。		
動く市政教室嘱託員(その他の非常勤特別職)	1名	月額266,900円を超えない範囲内			廃止する。		
専門委員	規定はない(現員数は0名)	日額10,800円又は月額105,100円以内			廃止する。		
庁内保安指導員(その他の非常勤特別職)	2名	月額200,000円以内			小田原市の事務処理方式を適用する。	2名	月額200,000円以内
選挙長等(その他の非常勤特別職)	選挙長及び開票管理者 1名 投票管理者 各投票所1名 選挙立会人及び開票立会人 3名以上10名以下 投票立会人 各投票所2名以上5名以下	選挙長21,500円以内(回) 投票管理者(当日)18,800円以内(日額) 投票管理者(期日前)16,600円以内(日額) 開票管理者15,600円以内(回) 選挙立会人12,200円以内(回) 投票立会人(当日)14,800円以内(日額) 投票立会人(期日前)13,100円以内(日額) 開票立会人12,200円以内(回)	選挙長及び開票管理者 1名 投票管理者 各投票所1名 選挙立会人及び開票立会人 3名以上10名以下 投票立会人 各投票所2名以上5名以下	選挙長13,800円以内(回) 投票管理者(当日)11,500円以内(日額) 投票管理者(期日前)10,200円以内(日額) 開票管理者11,500円以内(回) 選挙立会人9,800円以内(回) 投票立会人(当日)9,800円以内(日額) 投票立会人(期日前)8,700円以内(日額) 開票立会人9,800円以内(回)	小田原市の事務処理方式を適用し、選挙区を1箇所、開票区を1箇所とし、当日投票所の立会人を各投票所2人とする。 報酬額については、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律で規定されている額以内とする。	選挙長及び開票管理者 1名 投票管理者 各投票所1名 選挙立会人及び開票立会人 3名以上10名以下 投票立会人 各投票所2名以上5名以下	選挙長10,600円以内(日額) 投票管理者(当日)12,600円以内(日額) 投票管理者(期日前)11,000円以内(日額) 開票管理者10,600円以内(日額) 選挙立会人8,800円以内(日額) 投票立会人(当日)10,700円以内(日額) 投票立会人(期日前)9,500円以内(日額) 開票立会人8,800円以内(日額)
固定資産評価員(その他の非常勤特別職)	規定はない(現員数は1名)	10,800円(日額) 現状は市職員が兼ねているため、報酬は発生していない。	規定はない(現員数は1名)	なし	小田原市の事務処理方式を適用する。	規定はしない	なし
徴収指導員(その他の非常勤特別職)	規定はない(現員数は2名)	月額300,000円を超えない範囲内			小田原市の事務処理方法を適用する。	規定はしない	月額300,000円を超えない範囲内
窓口嘱託員(その他非常勤特別職)			規定はない(現員数は5名)	9,000円(日額) 7,500円(日額) 7,300円(日額)	窓口嘱託員(その他非常勤特別職)の身分を廃止し、臨時職員として雇用する。		

事務事業名	現況				調整(案)内容	合併後	
	小田原市		南足柄市			定数	報酬
	定数	報酬	定数	報酬			
交通指導員、交通安全教育指導員、交通指導員、交通整理員(その他の非常勤特別職)	交通指導員 60名 交通安全教育指導員:規定はない(現員数は4名)	交通指導員62,300円(年額) 交通安全教育指導員164,800円(月額)	交通指導員 30名 交通整理員 20名	交通指導員 ・隊長102,500円(年額) ・副隊長86,400円(年額) ・分隊長74,800円(年額) ・隊長71,800円(年額) 交通整理員 930円(時給)	小田原市の交通指導員、交通安全教育指導員を現状どおりとし、南足柄市の交通指導員、交通整理員を廃止とする。	交通指導員 75名 交通安全教育指導員:規定しない	交通指導員62,300円(年額) 交通安全教育指導員164,800円(月額)
消費生活相談員(その他の非常勤特別職)	規定はない(現員数は5名)	10,000円(日額)	規定はない(現員数は4名)	10,000円(日額)	小田原市の現行を維持する。	規定はしない	10,000円(日額)
市民相談一般相談員(その他の非常勤特別職)	規定はない(現員数は2名)	月額266,900円(週4日勤務) 月額195,600円(週3日勤務)	規定はない(現員数は1名)	9,000円(日額)	小田原市の現行を維持する。	規定はしない	月額266,900円(週4日勤務) 月額195,600円(週3日勤務)
男女共同参画推進嘱託員(その他非常勤特別職)	規定はない(現員数は1名)	月額229,300円を超えない範囲内			近隣他市や南足柄市の方式を適用し、嘱託員を配置しない。		
婦人相談員(その他の非常勤特別職)	規定はない(現員数は1名)	月額206,000円を超えない範囲内	規定はない(現員数は2名)	日額11,400円	近隣他市に合わせて、1日あたりの配置を2人程度にするため、人員を2人とする。勤務及び報酬は小田原市の事務処理方式を適用する。週4日、9:00～17:15(7時間15分)勤務。	規定はしない	月額206,000円を超えない範囲内
防災嘱託員(その他の非常勤特別職)			規定はない(現員数は2名)	金太郎減災アドバイザー 日額10,000円 防災嘱託員 日額7,440円	特別職を廃止する。		
史跡管理嘱託員	規定はない(現員数は2名)	月額201,800円			現行のまま存続。	規定はしない	月額201,800円
図書館嘱託員(その他の非常勤特別職)	規定はない(現員数は3名)	図書館業務担当(週4日勤務) 月額229,300円 地域資料担当(週4日勤務) 月額229,000円 地域資料担当(週3日勤務) 月額163,600円	規定はない(現員数は7名)	図書館業務担当(月20日勤務) 日額8,000円 図書館業務担当(月11日勤務) 日額7,500円	図書館業務に従事する嘱託員を継続雇用する。	規定はしない	図書館業務担当(月20日勤務) 月額160,000円 図書館業務担当(月11日勤務) 月額82,500円 図書館マネジメント担当(週4日勤務) 月額229,300円 地域資料担当(週4日勤務) 月額229,000円 地域資料担当(週3日勤務) 月額163,600円
スポーツ推進委員(その他の非常勤特別職)	90名以内	年額36,600円	20名以内	年額38,300円	定員については小田原市と南足柄市を合算する。報酬については小田原市の水準に統一。	110名以内	年額36,600円
生涯学習センター嘱託員(その他の非常勤特別職)	規定はない(現員数は0名)	月額229,300円を超えない範囲内			廃止		
郷土資料館嘱託員(その他の非常勤特別職)			1名	月額196,400円	廃止		
郷土資料館学芸員(その他の非常勤特別職)			1名	日額11,000円	南足柄市の事務処理方式を適用する	1名	日額11,000円

事務事業名	現況				調整(案)内容	合併後	
	小田原市		南足柄市			定数	報酬
	定数	報酬	定数	報酬			
郷土資料館学芸員補助員(その他の非常勤特別職)			2名	日額9,000円 日額7,500円	南足柄市の事務処理方法を適用する	2名	日額9,000円 日額7,500円
社会教育指導員(その他の非常勤特別職)	2名	月額155,200円			小田原市の事業を継続して実施する。	2名	月額155,200円
社会教育嘱託員(その他の非常勤特別職)	1名	月額229,300円			小田原市の事務処理方法を適用する。ただし、勤務日数等を見直し報酬額を改めることとする。	1名	月額172,000円
民生(総務)嘱託員、民生委員児童委員(その他の非常勤特別職)	民生嘱託員:306名 民生総務嘱託員:26名	民生嘱託員:年額90,000円 民生総務嘱託員:年額111,100円			小田原市の事務処理方法(民生(総務)嘱託員)を適用する。	民生嘱託員:365名 民生総務嘱託員:28名	民生嘱託員:年額90,000円 民生総務嘱託員:年額111,100円
生活保護嘱託医等(その他の非常勤特別職)	生活保護嘱託医:規定はない(現員数は1名) 生活保護歯科医:規定はない(現員数は1名) 生活保護精神科相談医:規定はない(現員数は1名)	生活保護嘱託医 月額77,200円 生活保護歯科医 月額39,300円 生活保護精神科相談医 月額39,300円	生活保護嘱託医:規定はない(現員数は1名) 生活保護精神科相談医:規定はない(現員数は1名)	生活保護嘱託医 月額8,000円 生活保護精神科相談医 月額7,000円	基本、小田原市の現況を基準に調整する。現行の小田原市分の職員数を配置。報酬は小田原市に統一。	生活保護嘱託医:規定はしない 生活保護歯科医:規定はしない 生活保護精神科相談医:規定はしない	生活保護嘱託医 月額77,200円 生活保護歯科医 月額39,300円 生活保護精神科相談医 月額39,300円
生活保護就労支援員(その他の非常勤特別職)	生活保護就労支援員:1名以上 生活保護面接相談員:1名以上 生活保護自立支援員:1名以上 生活保護退院促進員:1名以上 生活保護介護事務支援員:1名以上	生活保護就労支援員 月額83,300円 生活保護面接相談員 月額83,300円 生活保護自立支援員 月額83,300円 生活保護退院促進員 月額83,300円 生活保護介護事務支援員 月額83,300円	生活保護就労支援員:1名以上 生活保護面接相談員:1名以上	生活保護就労支援員 月額100,100円 生活保護面接相談員 月額96,200円	基本、小田原市の現況を基準に調整する。現行の小田原市・南足柄市分の職員数を配置。報酬は小田原市に統一。	生活保護就労支援員:1名以上 生活保護面接相談員:1名以上 生活保護自立支援員:1名以上 生活保護退院促進員:1名以上 生活保護介護事務支援員:1名以上	生活保護就労支援員 月額83,300円 生活保護面接相談員 月額83,300円 生活保護自立支援員 月額83,300円 生活保護退院促進員 月額83,300円 生活保護介護事務支援員 月額83,300円
生活困窮者相談支援員等(その他の非常勤特別職)	生活困窮者相談支援員:1名以上 生活困窮者就労支援員:1名以上	生活困窮者相談支援員 月額83,300円(月8日勤務) 月額124,950円(月12日勤務) 生活困窮者就労支援員 月額83,300円(月8日勤務) 月額124,950円(月12日勤務)	生活困窮者相談支援員:1名以上 生活困窮者就労支援員:1名以上	生活困窮者相談支援員 月額74,000円(月10日勤務) 生活困窮者就労支援員 月額72,800円(月8日勤務)	基本、小田原市の現況を基準に調整する。現行の小田原市・南足柄市分の職員数を配置。報酬は小田原市に統一。	生活困窮者相談支援員:1名以上 生活困窮者就労支援員:1名以上	生活困窮者相談支援員 月額83,300円(月8日勤務) 月額124,950円(月12日勤務) 生活困窮者就労支援員 月額83,300円(月8日勤務) 月額124,950円(月12日勤務)
小田原市要介護認定等訪問調査嘱託員(その他の非常勤特別職)	規定はない(現員数は16名)	日額 10,000円	規定はない(現員数は6名)	日額 9,500円	小田原市の事務処理方法を適用する。	規定はしない	日額 10,000円
介護支援専門員(その他の非常勤特別職)			1名	時給1,100円	平成30年4月を目途に、直営の地域包括支援センターを委託に変える予定のため廃止。		

事務事業名	現況				調整(案)内容	合併後	
	小田原市		南足柄市			定数	報酬
	定数	報酬	定数	報酬			
障害者生活相談支援員、心理相談員(その他の非常勤特別職)	障害者生活相談支援員:規定はない(現員数は2名)	月額163,300円	心理相談員:規定はない(現員数は1名)	時給2,500円	現状のそれぞれの相談員が、両市の相談に対応する。	規定はしない	障害者生活相談支援員 月額163,300円 心理相談員 時給2,500円
障害支援区分認定調査嘱託員(その他の非常勤特別職)	規定はない(現員数は4名)	日額10,000円	1名	日額9,500円	現員数は両市の合計を上限とし、報酬等については小田原市の事務処理方法を適用する。	規定はしない	日額10,000円
手話通訳者(その他の非常勤特別職)	規定はない(現員数は8名)	3時間まで3,000円に市内500円、市外1,000円加算 3時間以上は3,000円加算			小田原市の事務処理方法を適用する。	規定はしない	3時間まで3,000円に市内500円、市外1,000円加算 3時間以上は3,000円加算
障害福祉事務嘱託員(その他の非常勤特別職)	1名	月額120,000円			現行のまま継続。	1名	月額120,000円
心身障害児機能訓練医等、理学療法士等(その他の非常勤特別職)	嘱託医:規定はない(現員数は1名) 理学療法士:規定はない(現員数は1名) 作業療法士:規定はない(現員数は1名) 言語聴覚士:規定はない(現員数は1名) 臨床心理士:規定はない(現員数は2名)	嘱託医 45,900円/回 理学療法士 25,100円/回 作業療法士 25,100円/回 言語聴覚士 25,100円/回 臨床心理士 20,000円/回	理学療法士:1名 作業療法士:1名 心理専門員:1名	理学療法士 時給2,500円 作業療法士 時給2,500円 心理専門員 時給2,500円	報酬額は小田原市と南足柄市の水準を考慮して両市の水準の中間とする。 雇用人数等は、障害児通所支援事業所数が減らない限り現状維持とする。	規定はしない	嘱託医 45,900円/回 理学療法士 20,000円/回 作業療法士 20,000円/回 言語聴覚士 20,000円/回 臨床心理士 20,000円/回
心身障害児療育支援員、心身障害者指導員等(その他の非常勤特別職)	規定はない(現員数は3名)	心身障害児療育支援員 月額163,300円	児童発達支援管理責任者:1名 指導員:1名以上	児童発達支援管理責任者、指導員 時給1,020円から1,200円	指導員は廃止し心身障害児療育支援員に統合するとともに、児童発達支援管理責任者は継続する。給与水準・勤務日数等については小田原市の事務処理方式を適用する。	規定はしない	児童発達支援管理責任者 月額163,300円 心身障害児療育支援員 月額163,300円
保健師(その他の非常勤特別職)			規定はない(現員数は6名)	時給1,700円	特別職としては廃止し、雇用形態を改める。		
嘱託員(その他の非常勤特別職)			規定はない(現員数は1名)	日額6,534円	特別職としては廃止し、雇用形態を改める。		
栄養士(その他の非常勤特別職)			規定はない(現員数は6名)	時給1,596円 講座1回 6,500円	特別職としては廃止し、雇用形態を改める。		
看護師(その他の非常勤特別職)			規定はない(現員数は6名)	時給1,596円	特別職としては廃止し、雇用形態を改める。		
歯科衛生士(その他の非常勤特別職)			規定はない(現員数は4名)	時給1,596円	特別職としては廃止し、雇用形態を改める。		
心理相談員(その他の非常勤特別職)			規定はない(現員数は6名)	時給2,100円	特別職としては廃止し、雇用形態を改める。		
保育士(その他の非常勤特別職)			規定はない(現員数は2名)	時給1,596円	特別職としては廃止し、雇用形態を改める。		

事務事業名	現況				調整(案)内容	合併後	
	小田原市		南足柄市			定数	報酬
	定数	報酬	定数	報酬			
ネウボラ非常勤職員(その他の非常勤特別職)			規定はない(現員数は1名)	時給1,700円	南足柄市の事務処理方法を適用する。	規定はしない	日額13,175円
ネウボラ非常勤助産師(その他の非常勤特別職)			規定はない(現員数は1名)	時給1,700円	南足柄市の事務処理方法を適用する。	規定はしない	日額13,175円
地域げんき活動支援職員(その他の非常勤特別職)			規定はない(現員数は2名)	時給1,596円	特別職としては廃止し、雇用形態を改める。		
こんにちは赤ちゃん訪問員(その他の非常勤特別職)	規定はない(現員数は9名)	訪問1回及び連絡会の参加1回あたり3,000円	規定はない(現員数は2名)	訪問1回あたり3,000円	2市の職員を引き続き特別職職員として雇用する。	規定はしない	訪問1回及び連絡会の参加1回あたり3,000円
片浦診療所嘱託医(その他の非常勤特別職)	規定はない(現員数は1名)	日額73,000円以内			現行どおり	規定はしない	日額73,000円以内
片浦診療所嘱託看護師(その他の非常勤特別職)	規定はない(現員数は1名)	日額15,000円以内			現行どおり	規定はしない	日額15,000円以内
国民健康保険徴収嘱託員(その他の非常勤特別職)	規定はない(現員数は5名)	・第10条1号該当者:基本額9万円及び能力給(徴収額に応じて100分の4から9を乗じた額) ・第10条第2号該当者:基本給20万円 ・口座振替受理 1,000円/1件 ・不在調査 500円/1件			小田原市の事務処理方法を適用する。	規定はしない	・第10条1号該当者:基本額9万円及び能力給(徴収額に応じて100分の4から9を乗じた額) ・第10条第2号該当者:基本給20万円 ・口座振替受理 1,000円/1件 ・不在調査 500円/1件
児童相談員(その他の非常勤特別職)	規定はない(現員数は1名)	・小田原市の児童相談員として通算1年以上の経験を有する者 月額206,000円 ・他自治体の児童相談員としての経験又は同等の実績を通算して2年以上有する者 月額206,000円 ・、 以外の者 月額185,000円	規定はない(現員数は1名)	日額10,000円	児童相談員を2名配置する。報酬額や勤務条件等は小田原市の例による。	規定はしない	・小田原市の児童相談員として通算1年以上の経験を有する者 月額206,000円 ・他自治体の児童相談員としての経験又は同等の実績を通算して2年以上有する者 月額206,000円 ・、 以外の者 月額185,000円
母子・父子自立支援員(その他の非常勤特別職)	規定はない(現員数は1名)	・小田原市の母子・父子自立支援員として通算1年以上の経験を有する者 月額206,000円 ・他自治体の母子・父子自立支援員としての経験又は同等の実績を通算して2年以上有する者 月額206,000円 ・、 以外の者 月額185,000円	規定はない(現員数は1名)	日額6,775円	母子・父子自立支援員を1名配置する。報酬額や勤務条件等は小田原市の例による。	規定はしない	・小田原市の母子・父子自立支援員として通算1年以上の経験を有する者 月額206,000円 ・他自治体の母子・父子自立支援員としての経験又は同等の実績を通算して2年以上有する者 月額206,000円 ・、 以外の者 月額185,000円
保育園嘱託医等(その他の非常勤特別職)	内科医5名 歯科医5名	嘱託医 年額174,000円以内 歯科医 年額174,000円以内	内科医1名 歯科医1名	嘱託医 年額336,000円 歯科医 年額117,500円+検診人数分	小田原市の水準に合わせる。	内科医6名 歯科医6名	嘱託医 年額174,000円以内 歯科医 年額174,000円以内

事務事業名	現況				調整(案)内容	合併後	
	小田原市		南足柄市			定数	報酬
	定数	報酬	定数	報酬			
養育支援訪問専門相談員(保健師)(その他の非常勤特別職)			規定はない(現員数は1名)	時給1,700円 ケース会議1回 3,000円	養育支援訪問専門相談員を廃止する。		
利用者支援専門員(その他の非常勤特別職)			1名	日額7,400円	南足柄市の水準に合わせる。	1名	日額7,400円
青少年育成推進員(その他の非常勤特別職)	128名以内	年額48,000円	45名	年額26,200円	定数については、小田原市の平成28年度現員数とする。 報酬については、小田原市の額を適用する。	115名以内	年額48,000円
青少年育成指導員(その他の非常勤特別職)	1名	月額206,000円			廃止する。		
青少年相談員(その他の非常勤特別職)	2名	月額206,000円	規定はない(現員数は2名)	日額7,500円	相談員数については、3人体制とする。 実施方法及び報酬については、小田原市の方式を適用する。 勤務場所に関し、1名を週1~2回南足柄市に派遣する。	3名	月額206,000円
青少年専任補導員(その他の非常勤特別職)	3名	月額162,400円	規定はない(現員数は1名)	専任補導員 日額7,500円 相談員・補導員兼務 日額9,000円	定数については、3人とする。 職務については、小田原市の方式を準用する。 選任方法については、小田原市の方式を適用する。 勤務条件については、小田原市の方式を適用する。	3名	月額162,400円
青少年育成センター嘱託員(その他の非常勤特別職)			規定はない(現員数は1名)	日額7,500円	特別職を廃止する。		
鳥獣被害対策実施隊員(その他の非常勤特別職)	50名	年額10,000円	50名	年額1,000円	定数及び現員数は両市の合計とし、報酬については当面小田原市の額を適用し、合併に当たっては再度調整する。	100名	年額10,000円
農業嘱託員	規定はない(現員数は0名)	年額100,000円			廃止する。		
小田原市建築等紛争相談員(その他の非常勤特別職)	規定はない(現員数は4名)	日額20,000円			小田原市の事務処理方法を適用する。	規定はしない	日額20,000円
景観評価員(その他の非常勤特別職)	5名以内	日額10,800円			小田原市の水準を適用する。	5名以内	日額10,800円
土地区画整理審議会委員選挙立会人(その他の非常勤特別職)	10名から50名の範囲内	10,000円/回	10名から50名の範囲内	9,800円/回	両市の事務処理方法を適用する(細部については小田原市の事務処理方法を参考にする)。	10名から50名の範囲内	10,000円/回

事務事業名	現況				調整(案)内容	合併後	
	小田原市		南足柄市			定数	報酬
	定数	報酬	定数	報酬			
土地区画整理評価員 (その他の非常勤特別職)	3名以上	月額10,800円	3名以上	月額7,500円	両市の事務処理方法を適用する(細部については小田原市の事務処理方法を参考にする)。	3名以上	月額10,800円
小田原市下水道コミュニティーホールかろがも管理嘱託員	1名	月額266,900円を超えない範囲内			小田原市の事務処理方法を適用する。	1名	月額266,900円を超えない範囲内
多古しらすさき会館管理嘱託員	3名	月額266,900円を超えない範囲内			小田原市の事務処理方法を適用する。	3名	月額266,900円を超えない範囲内
学校運営協議会委員(その他の非常勤特別職)	1校15名以内	年額10,000円	1校10名以内	無報酬	市立全小中学校に学校運営協議会を設置する。 定数及び報酬等については、小田原市の事務処理方法を適用するが、報酬が必要な委員数を見直して実施する。	1校15名以内	年額10,000円
教育相談指導学級指導員等(その他の非常勤特別職)	教育相談指導学級指導員:規定はない(現員数2名) 教育相談指導学級主任:規定はない(現員数0名)	教育相談指導学級指導員 月額218,800円 教育相談指導学級主任 月額24,600円	教育相談員 1名	教育相談員 時給980円	南足柄市の教育相談員の特別職を廃止し、小田原市の事務処理方法を適用する。教育相談指導学級指導員3名を配置。報酬額は同規模自治体との同程度を確保する。 教育相談指導学級主任については廃止する。	教育相談指導学級指導員:3名	月額200,000円
特別支援教育相談員(その他の非常勤特別職)	規定はない(現員数は3名)	月額218,800円			小田原市の事務処理方法を適用する。	2名	月額218,800円
図書室コーディネーター(その他の非常勤特別職)			各小中学校に1名	時給980円	特別職を廃止し、雇用形態を改める。		
ICT活用コーディネーター(その他の非常勤特別職)			1名	時給980円	特別職を廃止する。		
外国人児童等教育コーディネーター(その他の非常勤特別職)			1名	時給980円	特別職を廃止し、必要に応じて講師を都度派遣する。		
訪問相談員(その他の非常勤特別職)			各中学校区に1名	時給980円	特別職を廃止し、雇用形態を改める。		
外国人英語指導助手(ALT)(その他の非常勤特別職)	規定はない(現員数は0名)	月額260,000円	3名	月額290,300円	中学校に非常勤特別職のALT3名を配置する。ALT1人あたり月20日程度、中学校1校あたり年間で平均46日程度の訪問とする。 なお、小学校においては業務委託で配置する。小学校1校あたり平均36日程度配置する。	3名	月額290,300円

事務事業名	現況				調整(案)内容	合併後	
	小田原市		南足柄市			定数	報酬
	定数	報酬	定数	報酬			
教育相談員(その他の非常勤特別職)	規定はない(現員数は5名)	月額229,300円			小田原市の事務処理方法を適用する。相談指導学級を担当する教育相談員を2名から3名に増員する。	規定はしない	月額200,000円
学校支援員(その他の非常勤特別職)			3名	時給980円	学校支援員等の特別職は廃止する。		
指導主事(その他の非常勤特別職)	規定はない(現員数は0名)	月額27,300円以内			特別職を廃止する。		
教育研究所所長(その他の非常勤特別職)	1名	月額252,300円			特別職を廃止し、常勤職員を配置する。		
幼稚園長、教諭(その他の非常勤特別職)	幼稚園長:規定はない(現員数0名)	幼稚園長 月額229,300円	教頭:規定はない(現員数1名) 一人担任:規定はない(現員数4名) 教諭:規定はない(現員数1名)	教頭 月額190,400円 一人担任 月額186,400円 教諭 月額176,400円	南足柄市が雇用している幼稚園教諭(一人担任含む)については、現行どおりの雇用とし、園長、教頭及び幼稚園教諭(一人担任含む)については、非常勤職員として規則等において規定する。	規定はしない	幼稚園長 月額229,300円 幼稚園教頭 月額195,200円 幼稚園教諭(一人担任) 月額191,200円 幼稚園教諭 月額181,200円
心理相談員(その他の非常勤特別職)	規定はない(現員数は3名)	月額218,800円			小田原市の事務処理方法を適用する。	規定はしない	月額218,800円
研修相談員(その他の非常勤特別職)	規定はない(現員数は2名)	月額229,300円	規定はない(現員数は 名)	日額8,000円	小田原市の例により実施する。研修相談員2名を配置する。	規定はしない	月額229,300円
教科指導員等(その他の非常勤特別職)	教科指導員:規定はない(現員数名) 教育研究所主任:規定はない(現員数名) 教育研究所研究員:規定はない(現員数名)	教科指導員 年額31,000円 教育研究所主任 月額12,200円 教育研究所研究員 月額4,800円			教科指導員等の特別職を廃止する。		
ステップアップサポーター等(その他の非常勤特別職)			ステップアップサポーター 6名 障害児介助員 16名	ステップアップサポーター 時給980円 障害児介助員 時給980円	ステップアップサポーター等の特別職は廃止する。		
学校医等(その他の非常勤特別職) 小学校・中学校・幼稚園	211名	学校医 年額289,200円以内 学校歯科医 年額289,200円以内 学校薬剤師 年額289,200円以内 幼稚園医 年額174,800円以内 幼稚園歯科医 年額174,800円以内	55名	学校医 年額222,500円～252,200円(学校規模により異なる) 耳鼻科医・眼科医 年額162,500円～192,500円 歯科医 年額117,500円～167,500円+160円×園児・児童・生徒数 薬剤師 1校50,000円	学校医の定数を各校に1名配置とし、報酬等については小田原市の水準等を適用する。	247名	学校医 年額289,200円以内 学校歯科医 年額289,200円以内 学校薬剤師 年額289,200円以内 幼稚園医 年額174,800円以内 幼稚園歯科医 年額174,800円以内

事務事業名	現況				調整(案)内容	合併後	
	小田原市		南足柄市			定数	報酬
	定数	報酬	定数	報酬			
学校栄養士等(その他の非常勤特別職)			栄養士 1名 給食調理員 2名	栄養士 月額173,200円 給食調理員 日額8,000円	栄養士等の特別職を廃止し、雇用形態を変更(臨時職員)する。		